

令和6年度社協助成金の概要 ※詳しくは各助成金の要綱や実施要領をご覧ください。

地域福祉活動助成金

運営費

事業費

開設費

<対象期間>  
R6.4/1~R7.3/31

<申請期間>  
R6.4/17~R6.7/31

<申請期間>  
R6.4/17~  
12/28

<申請期間>  
R6.4/17~12/28

<対象団体>

- 以下の全てを満たす団体
- 本会の活動に協力し、かつ、地域福祉の向上及び充実に寄与する事業を行っている。
  - 本会にボランティア団体情報カードを提出している。
  - 構成員が5人以上で、その過半数以上が朝霞市民。
  - 毎年、収支予算書及び収支決算書を作成している。
  - 会費、参加費等を徴収するなど、自主財源の確保に努めている。(運営費のみ)
  - 朝霞市内に拠点を有して活動している。
  - 規約又は会則を有している。
  - 営利、政治、宗教等の活動が目的でない。

歳末援護金【予定】

→8月頃に、本会ホームページに情報を掲載します

<対象期間>  
R6.11/1~R7.2/28

<申請期間>  
R6.9/2~10/31

<対象団体>

- 地域福祉の推進を目的とし、福祉活動を実践している
- 主な構成員が朝霞市民
- 主に朝霞市内で活動している
- 活動実績1年以上(原則)

<対象事業>

住民が主体となって行う地域福祉推進のための事業

- <対象・例>
- ・地域から孤立をなくすための活動・・・サロンの年末年始行事
  - ・地域住民が参加できる活動・・・高齢者会食会でおせち料理
  - ・地域住民の福祉活動への参加促進・・・講演会や交流事業
  - ・防災に関連する事業・・・自治会・町内会が行う防災訓練
  - ・児童の健全な育成を目的とする事業・・・乳幼児をもつ親を対象とした交流会
  - ・地域福祉推進のための事業・・・AED操作講習会
- <対象外・例>
- ×ボランティア懇談会の経費
  - ×領収書で確認できない経費
  - ×人件費などの経常経費
  - ×助成対象の事業に直接関係ない経費

<助成基準額>

10,000円(予定)  
※財源である地域歳末たすけあい募金が減少傾向にあるため、予定金額よりも低くなる可能性があります。ご理解、ご協力の程、何卒よろしくお申し上げます。

<お問い合わせ先>

朝霞市社会福祉協議会 地域福祉推進係  
TEL:048-486-2485  
FAX:048-486-2418  
メール:chiiki@asaka-shakyo.or.jp



▲ホームページ ▲メール  
「補助金・助成金」

助成金の種類と区分	運営費			事業費	開設費	
	地域福祉活動団体	ふれあい・いきいきサロン	高齢者会食会		ふれあい・いきいきサロン	高齢者会食会
対象	以下の条件が必須事項になります					
	・活動実績1年以上 ・ボランティア団体、福祉活動団体、当事者団体、NPO法人等に該当する。	・活動実績半年以上かつ5回以上 ・高齢者、障害者、子育て中の親子等を対象に、居場所づくりの活動をしている。(子育てサロンは世代間交流を伴う活動) ・対象者であれば誰もが参加できる。 ・毎月、開催している。	・活動実績半年以上かつ5回以上 ・70歳以上の独居高齢者を対象としている。 ・対象者であれば誰もが参加できる。 ・原則、食事の提供をしている。	・広く一般に参加を呼びかける。 ・この助成金の交付額以上の事業費で実施される。	・開設後、半年未満 ・高齢者、障害者、子育て中の親子等対象に、居場所づくりの活動をしている。 (子育てサロンは世代間交流を伴う活動) ・対象者であれば誰もが参加できる。 ・毎月開催、または開催予定	・開設後、半年未満 ・70歳以上の独居高齢者を対象としている。 ・対象者であれば誰もが参加できる。 ・原則、食事の提供をしている。
助成基準額	24,000円	2,000円×開催回数(上限80,000円) ※事前準備・他団体との共催事業は、開催回数から除く。	4,500円×開催回数(上限108,000円) ※事前準備・他団体との共催事業は、開催回数から除く。	30,000円	5,000円 ※助成基準額の範囲内であれば、複数回申請可能。	
対象経費例	家賃・光熱水費・人件費等の運営維持費、会場費、保険料、郵便料、謝礼、印刷費、材料費			会場費、保険料、郵便料、謝礼、印刷費、材料費	会場費、保険料、郵便料、印刷費、材料費、什器備品購入費	